

## 令和3年第5回神崎町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和3年8月5日(木曜日) 午後2時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程第1 議長の辞職許可について

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 議席の変更について

追加日程第4 副議長の辞職許可について

追加日程第5 副議長の選挙について

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 香取広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

追加日程第10 議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

|    |    |   |   |    |    |    |   |
|----|----|---|---|----|----|----|---|
| 1番 | 椿  | 等 | 君 | 2番 | 大原 | 秀雄 | 君 |
| 3番 | 高柳 | 智 | 君 | 4番 | 荒井 | 葉一 | 君 |

5番 鈴木 節子 君  
7番 石橋 伸一 君  
9番 石井 正夫 君

6番 木内 直樹 君  
8番 高橋 正剛 君  
10番 寶田 久元 君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 椿 等 君  
教 育 長 椿 勇 君  
町 民 課 長 浅野 憲治 君

総 務 課 長 久保木豊吉 君

---

職務により出席した者

事 務 局 長 高橋 誠一 君

書 記 花嶋 三永 君

## ◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 皆さん、こんにちは。令和3年第5回神崎町議会臨時会にご出席いただき、ご苦勞様です。本臨時会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしく願いいたします。

それでは、7月28日に行われました議会運営委員会において、本臨時会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

(午後2時00分)

---

## ◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

また、本臨時会におきましては、コロナ禍でかつ緊急事態宣言下ということがありますので、地方自治法第121条の規定により出席要求した説明員は、椿町長、椿教育長、久保木総務課長、浅野町民課長の4名です。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番 高橋 正剛議員、9番 石井 正夫議員を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

---

## ◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容については、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定の基準となる基礎控除額が10万円引き上げられましたが、2人以上の世帯では保険税の軽減に該当しにくくなるという影響を防ぐため、所定の改正を行い、軽減判定基準を引き上げるものです。

また、公的年金等所得者についても同様に、軽減判定に影響が出ないように改正を行います。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 専決

処分の承認を求めることについて（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩といたします。

（午後 2 時06分）

---

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2 時09分）

---

○議長（石橋 伸一君） ただ今、私事ではございますが、議長の職を辞したく、副議長に辞職願を提出いたしました。

ここで、会議の議長を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（荒井 葉一君） 本日はご苦勞様です。これより暫くの間、会議の議長を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

ただ今、石橋議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○副議長（荒井 葉一君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

### ◎追加日程第 1 議長の辞職許可について

○副議長（荒井 葉一君） ここで、地方自治法第117条の規定により、石橋議長の退席を求めます。

(議長退出)

○副議長(荒井 葉一君) それでは、まず、議長の辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

○副議長(荒井 葉一君) 追加日程第1 議長の辞職許可についてを採決いたします。  
石橋議長の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(荒井 葉一君) 起立全員。よって、石橋議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで石橋議員の除斥を解きます。石橋議員は、入席してください。

(7番 石橋 伸一議員 入場)

○副議長(荒井 葉一君) ここで、議長を辞職されました石橋議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

○7番(石橋 伸一君) ただ今、副議長に発言のお許しをいただきました。ありがとうございます。

議長の辞職を許可されましたので、議長の職を辞するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年8月6日の初議会において、皆様方のご推挙を賜りまして議長に就任させていただきました。

しかし、9月、10月の台風15号、19号により、神崎町も家屋や農業用ハウスなど、甚大な被害を受けました。また、1週間以上も停電が続き、非常に不便な生活を強いられました。

令和2年には、新型コロナウイルスの感染が拡大し、神崎町では様々な行事が中止され、小中学校でも一斉休校が行われました。新型コロナウイルスの感染者が急激に増加し、重症化する人も多くなりました。経済活動も停滞し、苦しい生活状況に追い込まれて、現在もいます。

令和3年になると、新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発され、世界や日本でもワクチン接種が始まりました。神崎町では、千葉県でいち早くワクチン接種が行われました。高齢者から若い人までワクチン接種が進むよう、これからも願っております。

このような気の抜けない2年間ではありました。議会では活発な質疑が行われ、議会と行政が協力して、町民の安心安全な生活を推し進めることができたと思います。議員の皆様や椿町長をはじめ執行部と関係各位のご協力とご支援により、議会運営を

スムーズに進めることができたことに感謝を申し上げます。

皆様方のますますのご活躍を祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（荒井 葉一君） ただ今、議長の辞職が許可されたことにより、議長が欠員となりました。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 緊急動議を提出します。今、10人以下では、賛同者がなくても1人でも動議が出せるということです。

全協で今これから行われる議長、副議長の選挙についてお聞きしましたが、納得しません。これから緊急動議を提出します。

今、議長・副議長選挙が行われようとしていますが、現在のコロナ禍で、正副議長の職務はほぼこの間、本来の公務を全般にわたって行われておりません。そのような現状の中、正副議長手当も今までどおりの支給をされておりますが、私はこの際、正副議長の手当は、職務内容に合わせて報酬を引き下げべきだとは思っています。

以上のような理由から、正副議長の報酬の引下げを議題として提案いたします。

○副議長（荒井 葉一君） 暫時休憩いたします。

（午後2時21分）

---

○副議長（荒井 葉一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時24分）

---

○副議長（荒井 葉一君） ただ今、寶田議員から、議長、副議長の報酬の動議が出されましたが、賛成者がおりませんので、成立いたしません。

動議成立に必要な賛成者の数、第15条、動議は、法またはこの規則によって特別の規定がある場合を除くほか、1名以上の賛成者がいなければ議題とすることはできません。以上です。

○副議長（荒井 葉一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 提出は1人でもできますが、動議を受けたら採決しなくちゃしょうがないでしょう。そこで採決が必要ではないですか。採決は取らなくちゃしょうがないでしょう。

○副議長（荒井 葉一君） 他に1名以上の賛成者がいない場合は、議題とすることができないという規則がございます。

○10番（寶田 久元君） 動議は受けられないということだね。

○副議長（荒井 葉一君） そうということです。他に1名以上の賛成者がいませんので。

○10番（寶田 久元君） 私が調べたところでは、採決までは持っていけると思いますがね。採決はできないわけですか。議長の判断でできませんと言え、それでいいんだから。

○副議長（荒井 葉一君） できません。

○10番（寶田 久元君） 採決はできないと。

○副議長（荒井 葉一君） はい。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。後で調べます。

○副議長（荒井 葉一君） ただ今、議長の辞職が、先ほど申しましたが、決定となりました。これより追加日程第2として、直ちに議長の選挙を行いたいと思いましたが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○副議長（荒井 葉一君） 異議なしと認めます。

---

## ◎追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（荒井 葉一君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖してください。

（議場閉鎖）

○副議長（荒井 葉一君） ただいまの出席議員は10名です。

神崎町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名します。1番 椿等議員、2番 大原 秀雄議員に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○副議長（荒井 葉一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○副議長（荒井 葉一君） 配付漏れなしと認めます。



投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○副議長(荒井 葉一君) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を読み上げさせますので、正面に用意した投票箱に順番に投票してください。なお、投票は正面に向かって右回りでお願いいたします。

(投票)

○副議長(荒井 葉一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○副議長(荒井 葉一君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。1番 椿 等議員、2番 大原秀雄議員は、立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(荒井 葉一君) 選挙の結果を報告します。投票総数10票、有効投票9票、無効1票。大原秀雄議員6票、石井正夫議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25です。したがって、大原秀雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(荒井 葉一君) ただ今、議長に当選されました大原秀雄議員が議場におられますので、神崎町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

大原秀雄議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○2番(大原 秀雄君) 皆さん、ただ今、議長選挙において議長に推薦されました大原秀雄でございます。

ちょうど私は2年前、この同じ議場で初めて議員として出席し、このやはり同じ議長選をやったことを思い出しておりました。

私は議員になる時に、「町政に新風」という目標、標語を掲げて立候補したわけでございます。やはり私もその時に幾つかの公約を掲げて議員になりました。一丁目一番地は私も成し遂げました。

次、やはりこの町政に、新人ではございますが、もう私もほとんど70才でございます。新人とは言っていない状況でございます。この今の思いを町政に反映していければと、こう思いまして、今回の議長選に立候補したわけでございます。

やはり初めてなった時の気持ちをいつまで持てるか。町政に対して夢、希望、いろいろなものがございます。やはり町民のために我々がどうしなければいけないのかというものを原点に、変えてやらなければならないと。その思いが消えないうちに、いろいろと安心安全の神崎町を作っていきたいと、こう思っております。

議長という職責、非常に重い職責ではございます。前石橋議長も、このコロナ禍の中で非常に努力をして参りました。その後を引き継いで、このコロナがより早く収まることを願いつつ、新しい議会の議長を務めて参りたいと思います。

皆様方のご協力をお願いするとともに、一生懸命努力して参りますので、よろしくお願いたします。

○副議長（荒井 葉一君） ただ今の大原議員の挨拶により、議長の就任が受諾されましたので、大原秀雄議員の議長就任が決まりました。

それでは、会議の議長を新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（議長交代）

○議長（大原 秀雄君） 大変不慣れではございますが、ご協力をお願いいたします。

---

### ◎追加日程第3 議席の変更について

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。この際、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議席を変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、今回の議長選挙に伴い、神崎町議会会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

1番、及び8番から10番までは、ただ今の着席のとおりとし、3番から7番は1番ずつ繰り下げた席を議席として指定します。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時39分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時11分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩中に、荒井副議長から、副議長の辞職願が提出されまし

た。

お諮りします。副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第4 副議長の辞職許可について

○議長(大原 秀雄君) 追加日程第4 副議長の辞職許可についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、荒井副議長の退席を求めます。

(副議長退出)

○議長(大原 秀雄君) それでは、まず副議長の辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 追加日程第4 副議長の辞職許可についてを採決いたします。

荒井副議長の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、荒井副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで荒井議員の除斥を解きます。

(4番 荒井 葉一議員 入場)

○議長(大原 秀雄君) ただ今、副議長の辞職が許可されたことにより、副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。

---

#### ◎追加日程第5 副議長の選挙について

○議長(大原 秀雄君) 追加日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(大原 秀雄君) ただ今の出席議員は、10名です。

神崎町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名します。3番 高柳智議員、4番 荒井 葉一議員に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票票用紙配付)

○議長(大原 秀雄君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(大原 秀雄君) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を読み上げさせますので、正面に用意した投票箱に順番に投票してください。なお、投票は、正面に向かって右回りをお願いいたします。

(投票)

○議長(大原 秀雄君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。3番 高柳 智議員、4番 荒井 葉一議員、立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(大原 秀雄君) 選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票8票、無効投票2票。有効投票のうち、8票、椿 等議員。以上とおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、椿 等議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(大原 秀雄君) ただ今、副議長に当選されました椿 等議員が議場におられますので、神崎町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

椿 等議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○1番（椿 等君） ただ今、副議長選挙におきまして当選しました椿 等です。

思い起こせば2年前、椿 等町政の支え役として、地元、毛成よりこの席に立つことになりました。

今回、1回生議員ではございますけども、大原議長、その支えになる。更には、神崎町長椿 等、副議長椿 等、ダブル椿 等で神崎町を更にプラスになれるよう、頑張りたいと思います。

神崎町民と神崎町議会のますますの発展にこれからも率先して努めたい。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大原 秀雄君） ただ今の椿 等議員の挨拶により、副議長就任が受諾されましたので、椿 等議員の副議長就任が決まりました。

---

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。この際、常任委員会委員の選任について、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6から第7とし、順次議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

### ◎追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（大原 秀雄君） 追加日程第6 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、神崎町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって常任委員会委員は、お手元に配付名簿のとおり選任することに決定しました。

改めて、事務局長より朗読させます。

（事務局長朗読）

---

## ◎日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大原 秀雄君） 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、神崎町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、お手元に配付名簿のとおり選任することに決定しました。

改めて事務局長より朗読させます。

（事務局長朗読）

---

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会議長から、本議会選出の石井正夫議員から辞職の申し出があり、許可したので、新たに議員を選出したいと依頼がありましたので、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8とし、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

## ◎追加日程第8 香取市町村圏事務組合議会議員選挙について

○議長（大原 秀雄君） 追加日程第8 香取広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、寶田議員を指名いたします。

お諮りします。議長が指名した寶田久元議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。したがって、寶田久元議員が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選されました寶田議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

寶田議員、登壇して、ご挨拶をお願いします。

○10番（寶田 久元君） ただ今、香取市町村圏事務組合の指名推薦を議長より受けました寶田です。

過去、何度か私も経験しておりますが、今回、1期生の中でも希望がありましたが、全員協議会で私だということとなりましたので、神崎町代表として、香取広域市町村圏事務組合議員として頑張っていきたいと思っておりますので、皆様の推薦を受けまして、ありがとうございました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ただ今の寶田久元議員の挨拶により、香取広域市町村圏事務組合議会議員の就任が受諾されましたので、寶田久元議員の就任が決まりました。

---

○議長（大原 秀雄君） 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長から、本議会選出の木内直樹議員が辞職されたので、新たに議員を選出されたいとの依頼がありました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

◎追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（大原 秀雄君） 追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

高橋正剛議員を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名した高橋正剛議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。したがって、高橋正剛議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました高橋正剛議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

高橋正剛議員、登壇して、ご挨拶をお願いします。

○8番（高橋 正剛君） ただ今、議長の推薦によりまして、千葉県後期高齢者医療議会議員に当選させていただきました高橋でございます。

私、5期目にして初めてのこの役職ということですが、千葉県も多分に漏れず高齢化が進む中、医療費がどんどん増大しているというところですので、広域連合に出席して議論して参りたいと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（大原 秀雄君） ただ今の高橋正剛議員の挨拶により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の就任が受諾されましたので、高橋正剛議員の就任が決まりました。

ここで暫時休憩といたします。



(午後 3 時37分)

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3 時50分)

○議長（大原 秀雄君） その前に、皆様方の席上に、ただ今、委員の委員長、副委員長の名簿の配付がされていると思いますが、ございますね。

ただ今、休憩中に、町長より議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎追加日程第 1 0 議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 追加日程第10 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、石橋伸一議員の退席を求めます。

(7 番 石橋 伸一議員退出)

○議長（大原 秀雄君） 議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

監査委員の選任については、地方自治法第196条第 1 項の規定により、識見を有する者及び議会議員のうちから、議会の同意を得て選任するものとなっており、これまでは、議会選出として大原秀雄氏に監査委員をお願いしてきたところですが、このたびの 8 月 5 日付退任に伴いまして、後任に石橋伸一氏を監査委員に選任したく、同意を求めるものであります。

石橋さんは、町議会議員として長年の経験を生かして、町会計及び予算の執行に関して的確な監査をしていただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程第10 議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大原 秀雄君） 起立全員。よって本案は同意されました。

石橋伸一議員は入場してください。

（7番 石橋 伸一議員入場）

---

### ◎閉会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて本臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和3年第5回神崎町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

（午後3時57分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員